

IV. 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する会社と、会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
中銀保証株式会社	信用保証業
中銀リース株式会社	リース業
中銀カード株式会社	クレジットカード業
中銀アセットマネジメント株式会社	証券投資顧問業
株式会社CBS	銀行事務受託業
中銀事務センター株式会社	銀行事務受託業
中銀証券株式会社	証券業

- (3) 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はありません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内において資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、内部管理における統合的リスク管理と自己資本比率規制に基づく自己資本比率の状況により、自己資本の充実度の評価を行っています。また、各連結子会社では、リスクの状況並びにリスク管理に関する事項について、銀行本体の各リスク管理の主管部に協議・報告する体制としています。

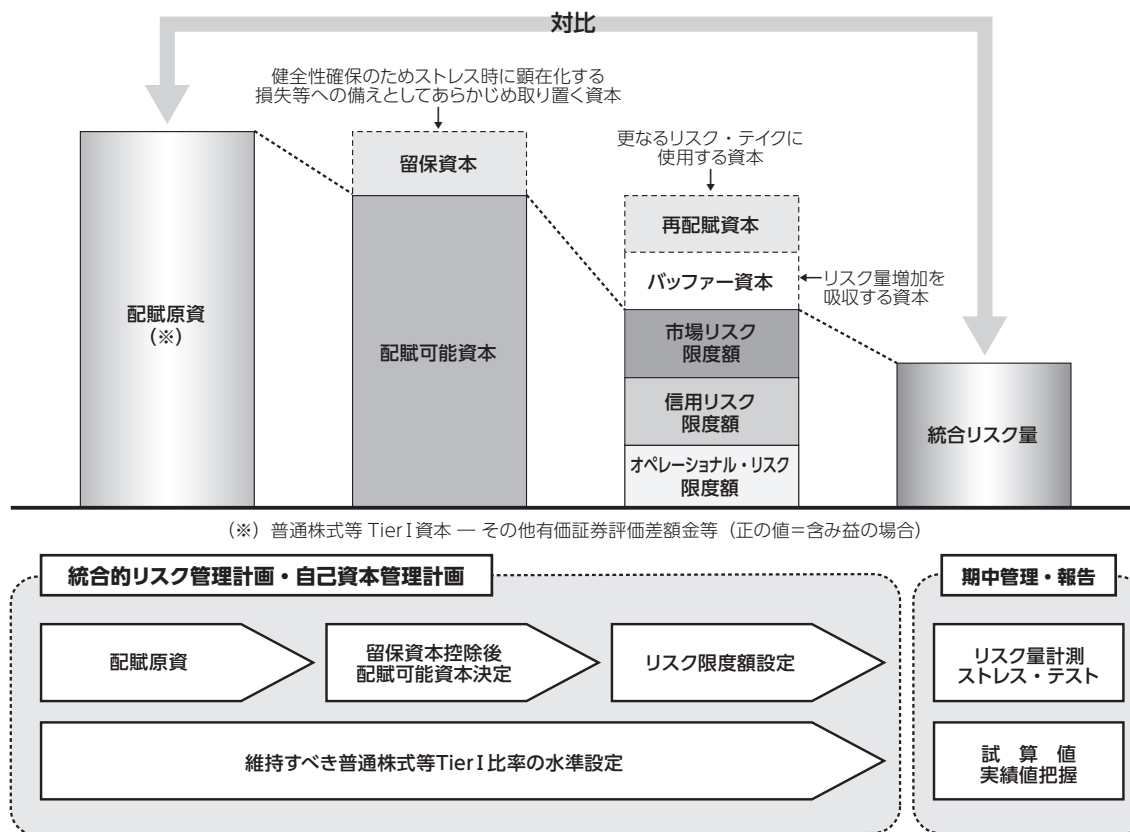
統合的リスク管理では、「健全性を重視し、自己資本の範囲内にリスクを制御する。」ことを基本方針に掲げ、自己資本の充実度を評価しています。具体的には、健全性確保のため、ストレス時に顕在化する損失や正の値（＝含み益）の場合のその他有価証券評価差額金等を除いた普通株式等Tier I 資本の範囲内でリスクテイクを行う方針とし、リスク・カテゴリー別（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）にリスク限度額を設定しています。各リスクをValue at Risk (VaR)*等の手法により連結子会社も含めて計量化し、リスク量を統合的に捉え、自己資本と統合リスク量（各リスク量の合計額）の対比を行うことにより、自己資本の充実度を評価しています。

なお、評価結果につきましては、リスク管理委員会並びにALM委員会に毎月報告するとともに、四半期毎に取締役会に報告する態勢としています。また、リスク限度額管理に加え、景気後退に伴う企業環境の悪化、地価の下落並びに市場環境の悪化等に対する自己資本の充実度を検証するため、半期毎にストレス・テストを実施し、取締役会等に報告する態勢としています。これらの情報をもとに自己資本の充実度に懸念が生じた場合は、リスクの削減、自己資本の増強等を実施する態勢としています。

自己資本比率の状況については、半期毎に策定する「自己資本管理計画」において、維持すべき普通株式等Tier I 比率の水準を設定し、毎月実績把握（一部試算値）を行うとともに、リスク管理委員会並びにALM委員会に報告する態勢としています。

*Value at Risk (バリュアット・リスク) とは、将来のある一定の期間（保有期間）に、ある一定の可能性の範囲内（信頼区間）で生じ得る最大の損失額（想定最大損失額）を統計的に推計した指標のことです。

【自己資本充実度の評価の概要】



3.信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) 基本方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、経営体力の範囲内で、リスクに見合ったリターンを確保できる取引を行い、健全な資産構造を構築するため、各業務部門にわたる多様な取引に内在する信用リスクについて、それぞれの特性に適合したリスク評価方法及び管理方法を定め、適切に管理することを基本方針としています。

(イ) リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

当行では、信用リスク管理の枠組みやリスク評価方法及び管理方法を、「信用リスク管理基準」及び各種規程に定めて適切に管理しています。

信用リスク管理体制は、審査・管理部門が営業推進部門（営業店及び営業部門）における個別案件の信用リスクを管理し、審査・管理部門及び営業推進部門から組織・業務が独立した「リスク統括部」が信用リスク管理統括部署として信用リスク全体を統括管理しています。また、信用リスク管理の内部監査を担う「与信監査担当」を監査部門に設置し、信用リスク管理に関する監査体制を構築しています。

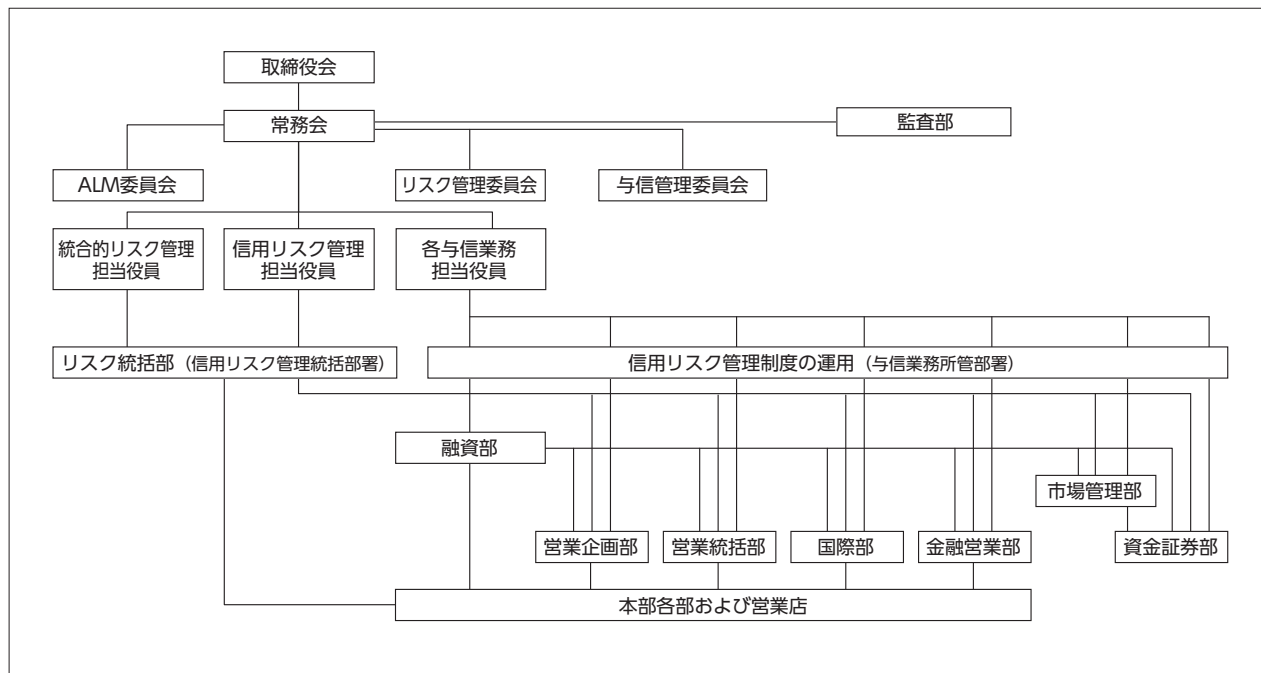
信用リスク管理方法として、具体的には、「債務者格付」「自己査定」等を通して与信先の企業実態を多面的に把握することにより、個別案件の審査、与信実行後の管理、償却・引当を適切に実施しています。また、ポートフォリオ管理の観点から、「与信残高の構成」や「信用リスク量」、「信用コスト」を控除した収益等をモニタリングすることにより、信用リスクのコントロールと安定的な収益の増強を目指しています。

なお、信用リスク量については、信用リスク管理計画で定めた限度額の範囲内であることを検証するとともに、自己資本の充実度を評価するためのストレス・テストを実施し、結果を定期的に取締役会等へ報告する態勢としています。

与信集中リスクについては、「債務者別」「業種別」「国別」に与信状況の把握並びに管理を行っており、その状況を定期的に取締役会等へ報告する態勢としています。

また、大口与信先の管理については、「与信管理委員会」において、大口与信先の企業実態を多面的に調査・分析し対応策等を検討のうえ、常務会で審議を行うとともに、結果を定期的に取締役会へ報告するなど、適切に管理する体制としています。

【信用リスク管理体制図】



(a) 与信個別案件管理

個別案件の審査は、与信の5原則（安全性・収益性・成長性・流動性・公共性）に基づき、営業店及び融資部を中心に、「融資規程」などにしたがった厳正な審査を行っています。

また、融資部内に企業再生支援を行うための「経営改善サポートセンター」を設置するとともに、大口与信先や問題債権などの管理部門として「重点先審査担当」、問題債権の回収部門として「債権管理担当」を設けています。こうした事前の審査及び事後の管理を通して優良な貸出資産の積み上げと損失の極小化を図っています。

(b) 債務者格付

「債務者格付」は、与信先の決算期毎に財務状況及び定性面の評価から15段階の格付ランクに区分しています。格付ランクは、年1回の定期的な見直しに加え、信用状況の変化に応じ随時見直しを行っています。

「債務者格付」は、自己査定のパースとなっているほか、信用リスクの計量化、貸出金利の設定や決裁権限など、信用リスク管理全般に活用しています。

(c) 与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理とは、貸出資産等が特定の債務者、特定の業種、特定の国に集中することなどにより、リスク顕在化時に大きな損失を被るリスクを管理していくものです。

当行では、「債務者別」「業種別」「国別」などのさまざまな角度から信用リスクの状況を把握し、与信限度の設定など必要な対策を講じることにより、与信ポートフォリオの健全性向上に努めるとともに、債務者格付毎のデフォルト実績や保全状況を勘案して与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計量化しています。

なお、信用リスクの計量化は、モンテカルロ・シミュレーション法*により保有期間1年、信頼区間99.9%として信用リスク量を計測しており、デフォルト・データやデフォルト先からの貸出金回収データなどの蓄積・整備を進めることで、信用リスクの計量化の予測精度向上を図っています。

*「モンテカルロ・シミュレーション法」とは、ランダムな損失発生シミュレーションを多数繰り返し反復することによって、ポートフォリオのVaR（想定最大損失額）を推計する方法です。

(d) 資産の自己査定

自己査定とは、金融機関が自らの資産について個々に検討・分析し、資産価値の毀損や回収の危険性の程度にしたがって分類・区分することであり、銀行法に基づく「早期是正措置」により金融機関に義務付けられています。「早期是正措置」とは、金融機関の自己資本比率の状況に応じて行政措置が発動されるもので、正確な自己資本比率の算出のためには、適正な償却・引当を行い資産内容の実態をできる限り客観的に反映した財務諸表を作成することが前提になります。

当行では、予め定めている自己査定基準により、営業店が資産の自己査定（一次査定）を実施し、その内容を審査・管理部門（融資部与信格付センター等）がチェック（二次査定）し、さらに監査部が査定結果やプロセスの正確性について内部監査を実施しています。また、その結果に基づいて、総合企画部が適正な償却・引当を実施するとともに、規程や基準の適切性についても継続的に検証し、適時見直しを行っています。

(ウ) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率から算出した予想損失率等に基づき引き当てています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

なお、要管理先、破綻懸念先で担保等保全のない額が一定金額以上の大口債務者の一部について、DCF法*による予想損失額を引き当てています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

*「DCF法」とは、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法です。

【貸倒引当金の計上基準の概要】

引当金の種類	債務者区分	貸倒引当金の計上基準
一般貸倒引当金	正常先	債務者区分毎の過去3算定期間の貸倒実績率に基づく予想損失率により、今後の一定期間（債権の平均残存期間）における予想損失額を算出し、一般貸倒引当金に計上
	要注意先 I	
	要注意先	要注意先 II
要管理先		
個別貸倒引当金	破綻懸念先	過去3算定期間の貸倒実績率に基づく予想損失率により、Ⅲ分類債権額の今後3年間における予想損失額を算出し、個別貸倒引当金に計上 なお、担保等保全のない額が一定金額以上の大口債務者の一部について、DCF法による予想損失額を計上
	実質破綻先	Ⅳ分類額全額を個別貸倒引当金に計上
	破綻先	

(工) 基礎的内部格付手法を適用除外又は段階的に適用するエクスポージャーの性質及び基礎的内部格付手法に移行させるための計画

当行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり、基礎的内部格付手法を適用していますが、一部の資産及び連結子会社については、標準的手法を適用しています。なお、これらの資産等について標準的手法を適用することにより、自己資本比率を算出するうえで、重要な影響を与えるものではありません。

会社名	適用する手法
株式会社中国銀行	基礎的内部格付手法
中銀保証株式会社	
中銀リース株式会社	標準的手法
中銀カード株式会社	
中銀アセットマネジメント株式会社	
株式会社CBS	
中銀事務センター株式会社	
中銀証券株式会社	

(a) 基礎的内部格付手法の適用を除外する資産・連結子会社

当行では、信用リスク・アセットの額の全体に占める割合が僅少であること等の基準を設け、総合的に判断したうえで、次に掲げる一部の資産及び連結子会社については、基礎的内部格付手法の適用を除外しています。なお、これらの資産等については、適用を除外する基準を満たしているかどうかを定期的に確認することとしています。

<銀行本体>

銀行本体の資産のうち、少額で、リスク管理の観点からも重要性が低いと判断できる資産については、例外的に標準的手法を適用して信用リスク・アセットの額を計算しています。

<連結子会社>

連結子会社のうち中銀保証株式会社を除く連結子会社6社を標準的手法にて信用リスク・アセットの額を計算しています。

(b) 基礎的内部格付手法を段階的に適用する資産・連結子会社

段階的に適用する資産および連結子会社はありません。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称・エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるために複数の適格格付機関等を利用しています。

適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

(ア) 使用する内部格付手法の種類

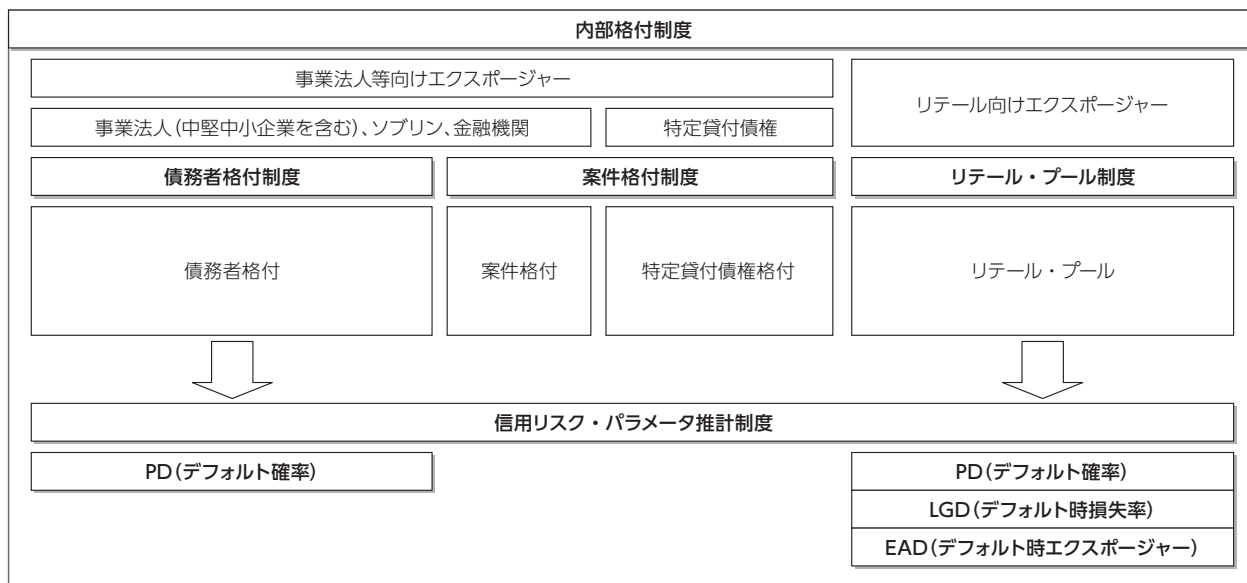
自己資本比率の算出にあたっては、「基礎的内部格付手法」を使用しています。

(イ) 内部格付制度の概要

当行の内部格付制度は、「債務者格付制度」「案件格付制度」「リテール・プール制度」及び「信用リスク・パラメータ推計制度」から構成されています。

また、内部格付制度と推計された信用リスク関連指標（信用リスク・パラメータ）は、与信判断やプライシング、信用リスクの計量化、貸出方針決定、採算管理等、銀行内部の業務運営に活用しています。

【内部格付制度の概要】



【エクスポージャーと適用される内部格付制度】

資産区分 (エクスポージャー分類)		エクスポージャーの概要 (種類)	内部格付制度
事業法人等向け エクスポージャー	特定貸付債権	プロジェクトファイナンスなど	特定貸付債権格付
	事業法人向けエクスポージャー (中堅中小企業向けエクスポージャーを含む)	事業法人(個人事業主を含む)のうち与信残高が50百万円以上の先などに対する与信	債務者格付 案件格付
	ソブリン向け エクスポージャー	中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関などに対する与信	
	金融機関等向け エクスポージャー	金融機関、証券会社などに対する与信	
リテール向け エクスポージャー	居住用不動産向け エクスポージャー	住宅ローンなど	リテール・プール
	適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	一定金額未満の無担保のカードローンなど	
	その他リテール向け エクスポージャー		
	事業性	事業法人(個人事業主を含む)のうち与信残高が50百万円未満の先などに対する与信	
	消費性	居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当する与信を除く消費性与信	
株式等エクスポージャー		政策投資株式など	債務者格付

(a) 債務者格付制度

債務者格付は、与信取引にかかる債務者について、「デフォルト確率」の観点から評価した信用度の序列を表す区分（符号）であり、債務者ごとに付与しています。

当行では、信用リスクの大きさに応じて下表の「S0」から「9」までの15の格付に区分し、償却・引当の基準となる「自己査定」における「債務者区分」と整合性を持った制度としています。

【債務者格付と債務者区分、デフォルトの対応関係】

債務者格付ランク	債務者区分	定義
S0	正常先	存立意義、財政制度、組織統制が法律によって確保されており、デフォルトする可能性がほとんどない債務者。
S1		財務内容がきわめて良好で、債務償還の確実性が非常に高く、かつ安定している債務者で、国内を代表するような優良な上場企業が該当する。
1		財務内容が良好で、債務償還力に十分な余裕をもっている債務者。
2		財務内容、債務償還力ともに良好で、将来の安定性に不安のない債務者。
3		財務内容は平均水準以上で、当面の債務償還力に問題がなく、将来の安定性にまず不安のない債務者。
4		財務内容は平均水準にあり、当面の債務償還力に問題はないが、将来の安定性に僅かながら不安がある債務者。
5		当面の債務償還力に問題はないが、外部環境による影響を受けやすく、将来の環境如何では、債務償還力が低下することが予想される債務者。
5-		財務内容を把握することはできないが、正常先であると考えられる債務者。
6A	要注意先	赤字、繰越欠損、債務超過等、財務内容が脆弱、或いは業況がやや不安定な債務者。
6B		赤字、繰越欠損、債務超過等、財務内容が脆弱、或いは業況が不安定で、経営上の問題を有している債務者。
6C		貸出条件、履行状況に問題のある債務者、或いは業況が極めて不安定で、財務の改善に長期間を要する債務者。
6D	要管理先	貸出条件、履行状況に問題のある債務者、或いは業況が極めて不安定で、財務の改善に長期間を要する債務者のうち、「貸出条件緩和債権」または「3か月以上延滞債権」を有する債務者。
7	破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。
8	実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い等、実質的に経営破綻に陥っている債務者。
9	破綻先	破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等により、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。

(b) 案件格付制度

案件格付は、個別の与信案件のリスクに着目した格付であり、担保・保証等の保全状況を勘案して与信案件ごとに付与しています。

特定貸付債権格付は、プロジェクトファイナンス等について、事業リスクやスキームの評価等に基づき、信用リスクの程度を評価するもので、当行では「スロットティング・クライテリア」を利用した期待損失率に対応する方式を選択しています。

- ※1 「デフォルト確率(PD: Probability of Default)」とは、与信先が1年間にデフォルトする確率です。
- ※2 「デフォルト時損失率(LGD: Loss Given Default)」とは、デフォルトが発生した場合に想定される当該債権が被る損失率です。
- ※3 「デフォルト時エクスポージャー(EAD: Exposure at Default)」とは、デフォルトが発生した場合に想定される与信残高です(与信枠が設定されている場合、空枠に対して追加引出が行われる可能性も考慮します)。

(ウ) 内部格付制度の管理及び検証手続

当行では、内部格付制度を債務者及び個別与信案件における信用リスク管理上有効なものとするため、内部格付制度の管理及び検証を行っています。

(c) リテール・プール制度

リテール・プールとは、「一定の金額に満たない事業性・与信」及び「消費性・与信」について、同一のリスク特性を持つグループ（プール）に区分し一元管理するもので、債務者のリスク特性、取引のリスク特性、延滞の状況等を勘案してプール区分を決定しています。

(d) 信用リスク・パラメータ推計制度

信用リスク・パラメータ推計とは、デフォルト確率(PD)^{*1}、デフォルト時損失率(LGD)^{*2}及びデフォルト時エクスポージャー(EAD)^{*3}の推計を行うことです。当行では、これらの各種推計値を使用して自己資本比率の算出における信用リスク・アセットの額を算出しているほか、統合的リスク管理における内部管理上の信用リスク量の計測にもこれらの各種推計値を利用しています。

(a) 管理

信用リスク管理統括部署であるリスク統括部は、個別与信審査を実施する融資部審査担当や格付を付与する融資部与信格付センターから独立した組織とし、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分析するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適切な償却・引当を実施しています。また、内部格付制度の検証や与信ポートフォリオのモニタリングについてもリスク統括部で行い、内部格付制度の有効性・客観性を維持する体制としています。

さらに、内部格付制度が適切に運用・管理されているかは、内部監査部門である監査部が監査しており、内部格付制度が厳格に運営、運用・管理できる態勢を構築しています。

(b) 検証手続

内部格付制度の適切性を確保するために、リスク統括部において各種制度の検証を年1回以上行っています。

具体的には、「債務者格付制度」については、格付の分布状況及びPDの序列性、デフォルトの判別力、格付の遷移状況などについて検証を行っています。「リテール・プール制度」については、リテール・プール区分の適切性及びデフォルトの判別力などについて検証を行っています。「信用リスク・パラメータ推計制度」については、内部データに基づき推計したPD等のバックテスト（推計値と実績値との乖離度合いの検証）などを行っています。

なお、内部格付制度の検証結果については、監査部が監査を行うことにより、検証の適切性を確認しています。

(工) 自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況

当行では、内部データに基づき算出した各種推計値（PD、LGD、EAD）を使用して自己資本比率を算出しているほか、信用リスクの計量化や自己資本の充実度の評価（ストレス・テスト）などの内部管理に利用しています。

ただし、銀行の内部管理におけるデフォルト定義は、個別貸倒引当金の対象となる破綻懸念先以下（債務者格付ランクが「7」「8」及び「9」）としているのに対して、自己資本比率の算出で用いるデフォルト定義は、要管理先以下（債務者格付ランクが「6D」「7」「8」及び「9」）としています。

(4) ポートフォリオごとの格付付与手続の概要

当行では、個々の資産（与信）を与信先や取引の属性などに応じて、各資産（エクスポージャー）に区分したうえで、「債務者格付」の付与及び「リテール・プール」への割当てを行っています。また、「債務者格付」や「リテール・プール」の区分毎に、PDなど信用リスク・パラメータの推計を行っています。

(ア) 債務者格付の付与及びリテール・プールへの割当て手続

(a) 債務者格付制度

「債務者格付」は、取引起案・所管部署（主に営業店）が「債務者格付基準」に基づき一次評価を実施し、営業推進上の責任を負わない融資部与信格付センターが一次評価を検証のうえ、二次評価（決裁）することにより付与する体制としています。また、リスク統括部が、付与された格付が基準に則しているかどうかを検証することにより、格付の正確性を確保しています。

事業法人向けエクスポージャーの格付の判定は、与信先の「表面財務」、「実質財務」及び「定性評価」のデータを基にモデルによるスコアリング評価を行ったうえで、財務内容、与信先の延滞状況等を総合的に勘案し格付を付与しています。

(b) リテール・プール制度

リテール向けエクスポージャーについて、下表のとおり、エクスポージャー区分毎に債務者のリスク特性や取引のリスク特性、延滞の状況等を勘案のうえ、リスク統括部がリテール・プールへの割当てを行っています。

【「債務者格付」付与手続】

エクスポージャー区分	債務者格付の付与手続
事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーを含む）	取引先の財務諸表（表面財務及び実質財務）及び定性評価を基にモデルによるスコアリング評価を行ったうえで、財務内容及び延滞状況等を総合的に勘案し、格付を付与
金融機関等向けエクスポージャー 株式等エクスポージャー	取引先の財務諸表（表面財務）を基にモデルによるスコアリング評価を行ったうえで、実質財務、定性評価及び延滞状況等を総合的に勘案し、格付を付与
ソブリン向けエクスポージャー	ソブリンの種類毎に定められた格付を基に、財務内容及び延滞状況等を総合的に勘案し、格付を付与
特定貸付債権	案件のリスク特性に基づく格付を付与

【エクスポージャー区分毎のリテール・プールへの割当て手続】

エクスポージャー区分	リテール・プールへの割当て手続
居住用不動産向けエクスポージャー	延滞の有無、融資実行後の経過年数及び取引の状況等によりプールを割当て
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	延滞の有無、取引の状況等によりプールを割当て
その他リテール（事業性）向けエクスポージャー	延滞の有無、債務者格付及び取引の状況等によりプールを割当て
その他リテール（消費性）向けエクスポージャー	延滞の有無、商品性及び取引の状況等によりプールを割当て

(イ) 信用リスク・パラメータの推計手続

「債務者格付」を付与するポートフォリオのうち、事業法人等向けエクスポージャーについては、債務者格付ランク毎にPDの推計を行っています。また、リテール向けエクスポージャーについては、「リテール・プール」の区分毎にPD、LGD及びEADの推計を行っています。

PDの推計に際しては、内部のデフォルト・データに基づく年度毎のPDの実績値をもとに平均PDを算出し、さらに保守性を勘案した数値を上乗せして推計値を算出しています。LGD及びEADの推計に際しても、同様に保守性を勘案しています。

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理の方針

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置で、担保や保証などをいいます。当行では、物的担保を担保、人的担保を保証とし、貸出に際しては原則として確実な担保又は保証を徴して行う一方、必要以上に担保・保証に依存した貸出を行ったり、過度に担保を取得したりしないよう留意しています。また、自己資本比率の算出上の信用リスク・アセットの額の算出に際しては、これらの信用リスク削減手法の効果を適正に勘案しています。

(2) 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

貸出金と預金相殺が可能な契約下にある自行預金の相殺については、債権保全（回収）の一手段としています。信用リスク・アセットの額の算出に際しては、対象となる預金を定期預金、積立定期預金、外貨定期預金としたうえで、事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャーなどについて、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。

(3) 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレポ形式の取引について、信用リスク削減手法を適用するにあたっては、法的に有効な相対ネットリング契約の効果を勘案していません。

(4) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保の取得に際しては、担保物件に応じて登記、確定日付の付与を受けるなどの手続を経るとともに、取得した担保については、定められた時期・方法により実査あるいは点検を実施し、債権保全に支障のないよう管理しています。また、担保の評価は画一的な取扱いをさけ、担保物件の種類・状態、貸出先の信用状況などに応じて慎重かつ適切に行っています。

(5) 主要な担保の種類

主要な担保は、自行預金（総合口座担保預金を含む。）、上場株式、不動産（土地・建物）であります。これらの担保は、信用リスク・アセットの額の算出において、適格金融資産担保（現金・自行預金・上場株式等）、適格資産担保（不動産（土地・建物））として、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。なお、自己資本比率告示で定める適格資産担保のうち、適格その他資産担保（船舶、航空機、ゴルフ会員権担保など）については、信用リスク削減手法の効果を勘案していません。

(6) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度

主要な保証人は、信用度合いの高い国、地方公共団体、政府関係機関並びに信用保証協会などであり、信用リスク・アセットの額の算出では、これらに加えて、一定の信用力を有する法人による保証についても、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法としてのクレジット・デリバティブは取扱っていません。

(7) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

当行において、レポ取引を除き、信用リスク削減手法の効果が大きいのは、保証と適格資産担保によるものであります。保証については、国・地方公共団体及び信用保証協会による保証の占める割合が大きく、信用リスクが集中していますが、その保証能力に問題はありません。また、適格資産担保については、不動産による担保の占める割合が大きく、地価の下落という市場価格の変動リスクにさらされています。こうしたなか、地価下落等を想定したストレス・テストを行い、主要な信用リスク削減手法の効果が一定のストレスがかかった場合でも、自己資本の充実度に大きな影響がないことを検証しており、特段の懸念はないものと認識しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針

当行では、統合的リスク管理の枠組み（リスク資本配賦運営）のもと、半期毎に策定する「信用リスク管理計画」において、信用リスク量計測対象と信に派生商品取引を含め信用リスクに対する資本配賦額を決定し、信用リスク限度額の設定を行っています。

対金融機関向けの派生商品取引の与信限度管理につきましては、「市場部門与信限度管理基準」に基づき、取引相手の信用力（債務者格付）と当行の経営体力（自己資本）を勘案のうえ、金融機関毎に与信限度を設定し、設定された限度額及び限度期間の範囲内での運用を日次で管理しています。

対顧客向けの派生商品取引につきましては、主に為替予約やクーポンスワップといった為替リスクヘッジのための商品を取扱っています。これらの商品の販売は、実需がある先に対して行い、与信判断に際しては、通常の融資取引と同様に厳正に審査しています。

(2) 担保による保全及び引当金の算定に関する方針

対顧客向けの派生商品取引につきましては、信用リスクの削減が必要であると判断した場合には、通常の融資取引と同様に適時適切に担保の取得等を行うことにより保全を図っています。

なお、当行では、派生商品取引にかかる引当金の算定は行っておりません。

(3) 自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

対金融機関向けの派生商品取引のうち、一部金融機関と個別にCSA契約（クレジット・サポート・アネックス契約）を締結しています。同契約には、当行の信用力が悪化した場合、担保を追加的に提供する条項がありますが、影響度は限定的と認識しています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、自行債権の証券化（オリジネーターとしての証券化取引）に関与した実績はなく、投資家又はアレンジャーとして証券化取引に関与し、連結子会社においては証券化取引への関与はございません。

証券化商品に対する投資に際しては、リスク対比での適切なリターンを確保を目的とし、証券化商品の裏付資産の内容やスキーム等のストラクチャーなどリスク特性を評価のうえ、投資妙味があると判断した場合に投資を行うとともに、保有残高並びにリスク量等については、信用リスク管理及び市場リスク管理の枠組みのもとで把握・管理し、リスクの状況をリスク管理委員会並びにALM委員会に毎月報告する態勢としています。

なお、保有する証券化商品は、主に住宅ローン債権を裏付資産とした証券化商品であり、再証券化商品は保有しておりません。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行は、案件格付の一つとして「証券化取引格付」を設け、証券化商品の投資に対する案件取組み時において、所管部署がリスク特性に係る情報（裏付資産の内容、パフォーマンス情報、スキーム等のストラクチャーなど）を取得・確認のうえ一次評価を行い、営業推進上の責任を負わない融資部与信格付センターが一次評価を検証のうえ、二次評価（決裁）することにより格付を付与する体制としています。

また、「証券化取引格付」については、案件取組み後においても、外部格付の変更の有無やリスク特性に係る情報等をモニタリングのうえ、随時見直しを行う体制としており、証券化商品に係るリスクを適時適切に把握する体制としています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行は、「外部格付準拠方式」により信用リスク・アセットの額の算出をしています。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当事項はありません。

(6) 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当事項はありません。

(7) 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当事項はありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

当行は、オリジネーターとして証券化取引に関与しておらず、投資家として「金融商品に関する会計基準」及び日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」等に即した会計処理を採用しています。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、以下の適格格付機関4社の格付を使用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

適格格付機関の名称

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング

(10) 内部評価方式の概要

該当事項はありません。

(11) 定量的な情報の重要な変更

該当事項はありません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) オペレーショナル・リスク管理の基本方針

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、「リスク管理基本規程」にオペレーショナル・リスク管理の基本方針を定めるとともに、オペレーショナル・

リスク管理の高度化及びオペレーショナル・リスクに対して適正かつ有効な対応を実施するため「オペレーショナル・リスク管理基準」を定め、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報資産リスク、④有形資産リスク、⑤人的リスク、⑥コンプライアンス・法務リスクの6つに分けて管理しています。

【オペレーショナル・リスク管理の基本方針】

1. オペレーショナル・リスクを適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕在化の未然防止及び発生時の影響を最小限にとどめるため、継続的にオペレーショナル・リスク管理を実施する。
2. オペレーショナル・リスク管理の重要性に鑑み、適正なオペレーショナル・リスク管理を確保し、継続的に管理の高度化を図っていくため、十分な経営資源の投入により、適切な制度、組織等からなるオペレーショナル・リスク管理体制を整備する。
3. 取締役会ないしは常務会等がオペレーショナル・リスク管理にかかる重要情報を適切に把握できるよう、報告体制を整備する。
4. 適切かつ十分な人材を配置するとともに、人材の育成や教育・研修活動を通じて、オペレーショナル・リスク管理に対する取組みについて周知徹底を図る。

(イ) リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、「オペレーショナル・リスク管理統括部署」がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を行うとともに、「各リスク管理の主管部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理し、その管理状況について、定期的には又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスク管理委員会及び取締役会等へ報告する態勢としています。

具体的には、RCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施しリスクの評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策等を講じる手段としてオペレーショナル・リスク損失データの収集・分析を行い、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理の高度化に取り組んで

います。

また、各オペレーショナル・リスクの管理の実効性を高めるため、「事務リスク管理基準」、「システムリスク管理基準」、「情報資産リスク管理基準」、「有形資産リスク管理基準」、「人的リスク管理基準」及び「コンプライアンス・法務リスク管理基準」を定め、リスク管理のPDCAサイクルにより、リスクを適切な水準に維持、管理するように努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「粗利益配分手法」を使用しています。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理の方針

当行では、「市場リスクの適正な評価及びモニタリングに基づき、適切な市場業務運営を行うことにより、リスクを適正な水準に継続的に制御する。」ことを市場リスク管理の方針に掲げ、出資等又は株式等エクスポージャー（以下、「株式等」という。）のリスク管理を行っています。

(2) リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

当行では、半期毎に「市場リスク管理計画」を策定し、バンキング業務とトレーディング業務について、それぞれ限度枠（市場リスク限度額、ポジション枠、損失限度額）を設定するとともに、その遵守状況及び使用状況をモニタリングし、市場リスクの状況及び市場リスク管理の状況について、定期的には又は必要に応じて随時、リスク管理委員会、ALM委員会及び取締役会等へ報告する態勢としています。

株式等にかかるリスク管理につきましては、「政策投資株式」*1と「純投資株式」*2に区分し、区分毎の保有残高や評価損益の管理を行い、また、価格変動リスクをVaRにより計測し、限度額の管理並びにストレス・テストなどを行い、リスクを多面的に把握・分析、評価し、管理しています。

なお、VaRの計測にあたっては、価格変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99.9%とし、保有期間については、処分決定に要する期間等を考慮したうえで設定しています*3。また、

連結子会社では、財務の健全性確保の観点から「政策投資株式」に限定した取得・保有を行っています。

*1 「政策投資株式」とは、お客さまとの関係強化を図ることを目的とし、売却を前提とするものではなく、貸出金等と同様に長期的なお客さまとの取引の一部をなし、当行の収益基盤を強化することを主たる目的として投資を行う株式です。

*2 「純投資株式」とは、運用枠を設け、主として中長期的に値上がり益を追求する投資であり、資金運用のアセット・アロケーションにおいて、債券運用を補完する役割を担い、当行の収益基盤を拡充することを主たる目的として投資を行う株式です。

*3 「政策投資株式」は125日(6か月)、「純投資株式」については、銀行勘定全体のVaR算定時は125日(6か月)、及び有価証券の市場リスク限度額に用いるVaR算定時は62日(3か月)としています。

(3) 株式等の評価等重要な会計方針

当行では、株式等の評価を、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等について会計方針等を変更した場合は、連結財務諸表規則第14条の2（又は、財務諸表等規則第8条の3）に基づき、変更の理由や影響額について連結財務諸表（又は、財務諸表）の注記に記載しています。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理の方針

当行では、金利リスクを、「金利の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、並びに資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」ととらえ、この両面から適切に管理を行う方針としており、厳格な管理態勢を整備しています。

(イ) リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、半期毎にリスク管理委員会、ALM委員会及び常務会において、銀行全体の業務計画並びにリスクの状況に関する詳細な検討を行う中で、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画の一部として策定し、取締役会で承認を得ています。期中の管理としては、当該計画にしたがい、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、定期的にリスク管理委員会及びALM委員会に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策の検討を行っています。具体的には、銀行勘定の金利リスク管理として、銀行勘定全体の金融資産・負債の時価変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動に対する管理を行っています。

銀行勘定全体の時価変動リスクについては月次でモニタリングし、ALM委員会等でその水準感について、市場環境等を踏まえ、自己資本との対比や運用・調達戦略の観点から議論しています。

有価証券の時価変動リスクについては、短期間のうちに自己資本へ大きな影響を及ぼす可能性があることから最も重視しており、市場リスク限度及びアラーム・ポイント等を定め、リスク量及び総合損益の状況を日々モニタリングすることにより、リスクの把握とコントロールを機動的に行っています。

銀行勘定全体の金利リスク管理という点では、さらに、資金利益変動リスクの管理も実施しています。当行の運用調達構造は、短期調達・長期運用となっているため、長期固定金利貸出金に対して、安定的な利鞘の確保を目指し、スワップ・ヘッジ管理を行っています。また、運用資産・調達負債全体に係る資金利益のシミュレーション分析を行い、運用・調達方針の検討に活用しています。

なお、連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模、構成にみて、金利リスクの財務に与える影響が軽微であるため、銀行本体のリスク管理の主管部が定期的にモニタリングを行い、銀行本体の金利リスクと合わせて統合的に管理する態勢としています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

(ア) 時価変動リスクの算定

当行では、主としてVaRを用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99.9%としています。また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は125日（6か月）及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は62日（3か月）としています。

銀行勘定全体のVaRについては、以下の前提条件のもと算定しています。

- ・対象取引は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」、並びにそれらに係る「経過勘定」としてしています（ただし、株式、投資信託等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めが無い又は正確な期日を把握することが困難な科目等は除く）。
- ・普通預金、当座預金等の流動性預金については、一定の残高が長期間銀行に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、有利な調達となっています（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。このため、流動性預金は契約上資金満期がありませんが、当行では、内部預金データを分析し、コア預金の残存期間の推計を行っています。具体的には、過去の流動性預金の残高推移から残高の変動率を統計的に求め、将来残高を推計し、各残存期間別に振り分けて金利リスク管理を行っています。
- ・定期預金の中途解約、住宅ローン等の繰上返済の影響については考慮していません。
- ・その他仕組債などオプション性リスクのある商品については最終期日で計上しています。

なお、VaRはリスクの度合を一つの数値に集約したかたちで表す便利な指標ですが、リスクをよりの確に把握するためにはリスクの構造分析が不可欠であると考えており、金利感応度の期間構成や市場金利の変動性、その他のリスクとの関係などについて多面的な分析を行っています。

また、算定されたリスク量と実際の市場金利の変動による損益の変動を比較することにより、VaRモデルの信頼性を定期的に検証しています。

(イ) 資金利益の変動リスクの算定

当行では、資金利益の変動リスクについて、複数の金利シナリオを設定し、当該シナリオと当行の資産・負債の構造に基づき、運用・調達利回りの予想を行い、将来の資金利益の水準を算定することにより、資金利益がどのように変動する可能性があるか把握するよう努めています。

(ウ) 連結子会社の金利リスクの算定

連結子会社の金利リスクについては、銀行本体のリスク管理の主管部が、銀行本体の時価変動リスク量と同様の手法を用いて算定しています。

10.連結貸借対照表及び貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

I. 自己資本の構成に関する開示事項【連結】並びにII. 自己資本の構成に関する開示事項【単体】に記載しています。